

損保 2 (問題)

【 第 I 部 】

問題 1. 次の (1)、(2) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

各 4 点 (計 8 点)

(1) 次の文章は、「損害保険会社の保険計理人の実務基準 (平成 29 年 3 月 3 日改正)」の「第 14 条 (1 号基本シナリオ)」の記述の一部を抜粋したものである。これを読み、(ア) ~ (エ) に当てはまる適切な語句を答えなさい。

1. 前条に定める 1 号基本シナリオのうち、1 号収支分析(2-1)については、次の各号に定めるシナリオをすべて適用した場合とする。

①~⑤ (略)

⑥ 保険契約継続率は、原則として、商品ごと、または、商品および (ア) ごとに、基準年度の保険契約継続率または基準年度を含む (イ) の保険契約継続率の平均値とする。

⑦ 損害率などの保険事故発生率は、原則として、基準年度を含む (イ) 以上の保険事故発生率の平均値に、必要に応じて (ウ) 等を合理的に織り込んだ値とする。なお、火災保険 (火災相互保険、建物更新保険、満期戻長期保険を含む。) については、平成 10 年大蔵省告示第 232 号第 1 条の 2 に定める大規模自然災害リスクにより発生する保険金を合理的な方法により区分して推定し、上記に加算するものとする。

⑧ 新契約費率、維持費率または (エ) などの事業費率は、原則として、基準年度の事業費率または基準年度を含む (イ) の事業費率の平均値とする。また、クローズド型の 1 号収支分析を行う場合は、事業費率の計算においては、新契約締結に係る事業費 (将来支出が見込まれない事業費に対応するものに限る。) を除いてもよい。 (以下略)

(2) 次の①、②の A.~C.の各文のうち 2 つの記載は正しいが、1 つの記載には誤っている部分がある。誤っている文を選択し、誤っている部分を正しい記載に直しなさい。

① A. 契約者配当準備金は全額無税積立てが認められている。

B. 自動車保険 (自賠責を除く) の異常危険準備金は、全額有税積立てとなっている。

C. 火災保険等の異常危険準備金について、洗替保証率は 30% である。

② A. 当年度に計上した保険金についての残存物売却金、求償金等の回収金は、元受保険金のマイナスとして処理する。

B. 営業費及び一般管理費には、営業のための人件費や代理店手数料などが含まれる。

C. 損害調査費では保険金支払業務に関する諸費用を処理するが、付帯費用は保険金として処理されるためこの勘定には含まれない。

問題2. 次の(1)、(2)の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1) 6点 (2) 5点 (計11点)

(1) 損害保険会社においては、さまざまな部門において、アクチュアリーがその専門的役割を發揮することが期待されている。その中で、経理部門、資産運用部門および内部監査部門におけるアクチュアリーに期待される役割について、それぞれ簡潔に説明しなさい。

(2) ある損害保険会社では、「地震保険に関する法律」に基づく地震保険(以下「家計地震保険」という。)を取り扱っている。事業年度Xの末日において次の状況であるとき、この会社の事業年度Xにおける家計地震保険に係る責任準備金(危険準備金)の積立金額および取崩金額の算出方法の概要を説明しなさい。なお、説明に当たっては、次の「(語句群)」に掲げる語句をすべて用いて説明しなさい。

(語句群) 収入保険料、支払った再保険料、広告・宣伝費用、資産運用益
(事業年度Xの末日における状況)

- ・この会社は家計地震保険の取扱いを開始してから比較的日子が浅く、当事業年度末までに、この会社の家計地震保険契約に係る損害は発生していない(保険金の支払い・支払準備金の積立てなどは生じていない)。
- ・家計地震保険を引き受ける再保険会社に対して出直し、再保険料を支払った。
- ・家計地震保険の普及を図るために、広告・宣伝費用を支出した。
- ・当事業年度における家計地震保険に係る資産の運用による利益はプラスであった(すなわち、資産運用益が発生した)。
- ・当事業年度における家計地震保険に係る支払利息相当額はない。
- ・当事業年度末時点で保有している家計地震保険契約の保険期間はすべて1年である。また、満期時に保険料の全部または一部を払い戻すこととした契約は存在しない。

問題3. 次の(1)～(3)の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

各5点 (計15点)

(1) 損害保険会社の決算において、価格変動準備金の積立てが認められている意義について簡潔に説明しなさい。

(2) 損害保険業界は、税制改正要望として火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充および延長を要望し続けており、現状(令和3年度)では火災保険等に係る特例積立率は6%となっている。この要望の背景、目的について説明しなさい。

(3) 経済価値ベースのソルベンシー評価と我が国の現行のソルベンシー評価において、大幅な金利低下が発生した際にそれぞれの評価結果がどのように異なることが考えられるかを説明しなさい。

問題4. 次の(1)、(2)の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

各8点 (計16点)

(1) 次の文章を読み、①～③の各問に答えなさい。なお、本問においては金利による割引計算を考慮しないものとする。

責任準備金の算出方法を導出するために時間の概念を入れて「収支相等の原則」を考えると、保険契約の開始以降の任意の時点で、過去の収入と将来の収入を足した収入全体と、過去の支出と将来の支出を足した支出の全体がつり合うこととなる。このことから責任準備金は

$$(ア) - (イ) = (ウ) - (エ)$$

と表され、(ア) - (イ)を過去法による責任準備金、(ウ) - (エ)を将来法による責任準備金という。現行の損害保険の普通責任準備金は、原則として過去法をベースに積み立てられているといえる。

- ① (ア) ～ (エ) に当てはまる適切な語句を答えなさい。
- ② 下線部分について、保険期間1年・保険料一括払(保険始期に一括払とする)の自動車保険の普通責任準備金について考える。未経過保険料と初年度収支残高の2種類の算出方式が考えられるが、保険始期から一定時間経過後の決算におけるそれぞれの責任準備金の算出方式について、それらがいずれも過去法による責任準備金であることが分かるように簡潔に説明しなさい。
- ③ 保険期間1年・保険料一括払(保険始期に一括払とする)の自動車保険について、将来法により責任準備金を算出する場合、どのように行うことが考えられるか。保険始期から一定期間経過後の決算における算出を想定して説明しなさい。

(2) 昨今、自然災害が多発しており、今後も自然災害が増加していく可能性が指摘されている。我が国においては「自然災害リスクに対応した未経過保険料」の制度が存在するが、この制度に従って自然災害の増加傾向に適切に対応できる責任準備金を積み立てるための留意点および対応策について論じなさい。

【 第 II 部 】

問題 5. 損害保険会社の支払備金を適正に算出・評価するためにアクチュアリーとして貢献すべきこと・貢献しうることについて整理し、所見を述べなさい。

[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること(2枚以内)。必ず指定枚数以内の解答にとどめること。]

(20点)

問題 6. 保険会社は、保険監督者や格付機関等の要件により必要資本を確保することが一般的であるが、これらの要件は個々の保険会社が抱える特有のリスクまではカバーされないことがある。このため、保険会社は、リスクとソルベンシーの自己評価 (Own Risk and Solvency Assessment; ORSA) を通じて、資本の十分性や効率性を確保することが求められている。ORSA を ERM に関する中核的なプロセスと捉えることができることも踏まえ、損害保険会社における ORSA の内容と活用方法について、アクチュアリーとしての所見を述べなさい。

[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること(3枚以内)。必ず指定枚数以内の解答にとどめること。]

(30点)

以 上